

## ○ 中津川市宅地開発事業指導審査会設置要綱

(昭和 63 年 8 月 8 日決裁)

### (設置)

第 1 条 本市における宅地開発事業について適確な事務処理及び関係部課等との調整を図るため、中津川市宅地開発指導審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

### (組織)

第 2 条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。

2 会長、副会長及び審査員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長)

第 3 条 会長は、審査会を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (審査会の招集)

第 4 条 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。

### (庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、基盤整備部管理課において処理する。

### (委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和 63 年 8 月 8 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。